

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 境町の災害リスク等

① 境町の地理的特性

【位置】

境町は関東平野のほぼ中央、首都 50 キロメートル圏内にあり、茨城県の南西部、県庁所在地の水戸市まで約 70 キロメートルに位置している。利根川と江戸川の分岐左岸に位置し、本町の南西部を利根川が流れ、その利根川をはさんで千葉県に面している。また、周囲は古河市、坂東市、五霞町、千葉県野田市に隣接している。(図1参照)

【地形・地質】

地表はおおむね関東ローム層に覆われ、起伏も少なく標高は10~20m程度でほぼ平坦な地形となっている。

ほぼ平坦な地形となっている。本町は東西に8キロメートル、南北に11キロメートルの長方形に近い地形で、面積は46.59平方キロメートルとなっている。

地勢的には、利根川流域に形成された平坦沖積地帯と古河市、坂東市に接する洪積台地からなり、利根川沿いに東から長井戸沼、一ノ谷沼、鶴戸沼の各跡地となる低湿地は主に水田、台地は畑地を形成している。

また、関東造盆地運動という沈隆運動の中心の一つである栗橋周辺にあたるため「すり鉢状」の地形をなし、利根川中流域の左岸においても町全体が特に低い場所にある。

【水系】

○利根川

群馬県の大水上山(標高約1,800m)を水源とした第一級河川で、関東平野を形成する日本最大流域面積(16,840 km<sup>2</sup>)をほこり、支流の数は日本一となる794河川で広域にわたる。

○中小河川

本町には南北に4本の中小河川、用排水路が流れ、西から1級河川の宮戸川、土地改良区の中央排水路、準用河川の染谷川、土地改良区の鶴戸川、利根川沿川の旧市街地には、雨水を集め、利根川へ排水するため全長約1.3kmの都市下水路(開渠)が通っており、更に平成27年の関東・東北豪雨災害を受け、冠水対策として1時間54mmの豪雨に対応した雨水バイパス管(暗渠)を構築した。なお、本町の北西には西仁連川、飯沼川、東仁連川が八千代町の境界沿いに流れている。

【気候】

気候は、太平洋側の温暖な地域で、年間降水量は約1,200~1,300mm程度で、日本の平均の約1,700mmよりも少ない。降水量は、6月と9~10月が多く、特に秋雨前線

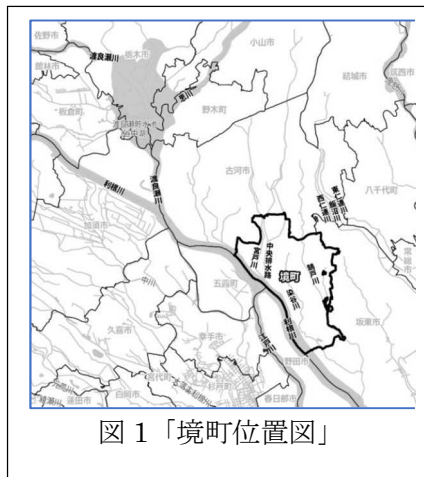


図1「境町位置図」

と台風の影響により、9月が最も多い。なお、台風の影響を統計を開始した1951年以降、県への台風の上陸はなく、本町としても直撃は免れている。冬季における降雪は年数回と少ないものの、三国山脈から吹きおろす乾燥した強い西風が吹き、2～3月が最も風速が強まる。しかし、全体的には、恵まれた自然条件となっている。

② 想定される境町の災害リスク

【被害をもたらす可能性のある地震】

県では、「茨城県地震被害想定（平成30年12月）」を見直し、県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として次の7つの地震を設定した。このうち本町に最も影響を及ぼす地震は、茨城・埼玉県境の地震で震度6強が想定されている。

<想定地震とその概要>

◆茨城県を震源地とした被害想定				
No	地震名	地震規模 (Mw)	想定の見点	境町の最大震度
①	茨城県南部の地震（茨城県南部）	7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6弱
②	茨城・埼玉県境の地震（茨城・埼玉県境）	7.3		6強
③	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	7.1	県北部の活断層による地震の被害	4
④	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	7.0		4
⑤	太平洋プレート内の地震（北部） （太平洋プレート（北部））	7.5	プレート内で発生する地震の被害	5強
⑥	太平洋プレート内の地震（南部） （太平洋プレート（南部））	7.5		5強
⑦	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 （茨城県沖～房総半島沖）	8.4	津波による被害	6弱

<想定被害状況>

建物被害	全壊	最大69棟
	半壊	最大851棟
人的被害	死者数	5名
	避難所避難数	960名

< 「茨城・埼玉県境の地震」の震度分布及び液状化危険度分布 >

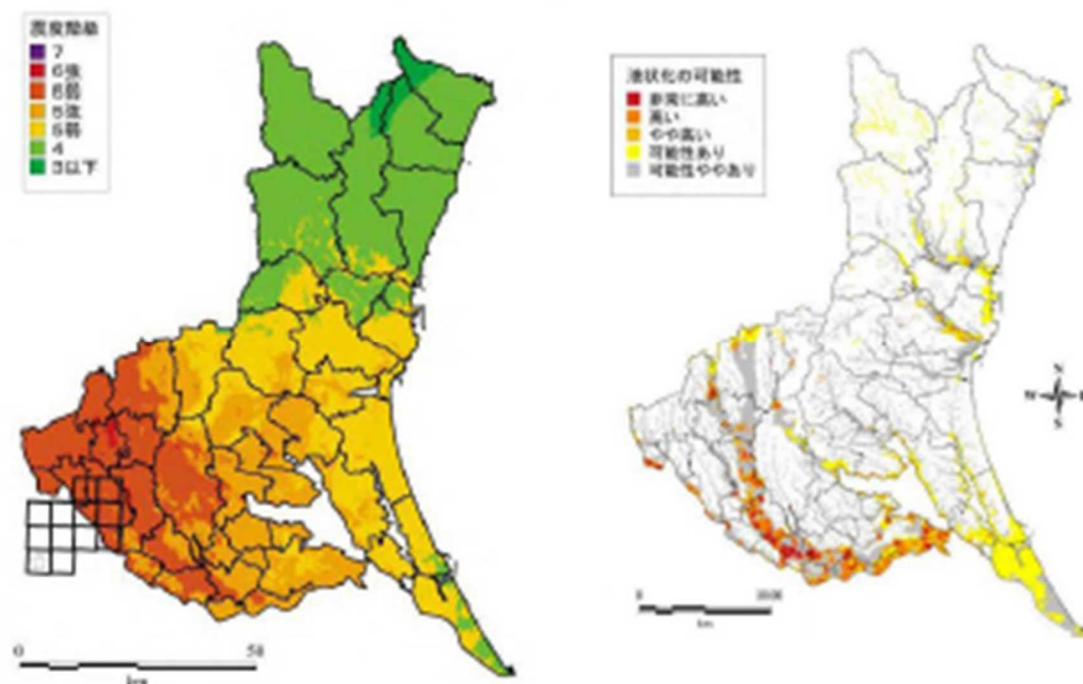


図2 「茨城・埼玉県境の地震震度分布（左）、液状化危険度分布（右）」

< 「茨城・埼玉県境の地震」の想定被害（境町関係分） >

建物被害	揺れ (冬深夜)	全壊	最大69棟
		半壊	最大851棟
人的被害	死傷者 (冬深夜)		5人
	負傷者 (冬深夜)	重傷者	7人
		軽症者	128人
		計	135人
	避難者数 (被災当日)	避難所	960人
		避難所外	640人
計		1600人	

【被害をもたらす可能性のある水害】

過去の水害にみるように、利根川が氾濫した場合は、本町のみならず流域を中心として大規模な国難級の災害となる。また、渡良瀬川が茨城県内左岸で氾濫した場合も、同様な様相を呈する。

特に、群馬県や栃木県の上流で大雨が降り続いた場合は、利根川や渡良瀬川の氾濫の危険性が高まり、国のシミュレーション結果では氾濫により流域全体が大災害となり、流域自治体の中でも本町の被害が一番多く発生し、避難率80%の場合、1/200年の水害で約500人、1/1000年の水害で約800人が逃げ遅れると想定されている。

また、思川の氾濫についても影響を受ける。

＜利根川浸水想定区域図（想定最大規模）＞

平成29年7月20日公表の利根川水系利根川浸水想定区域図によると、想定最大規模降雨（概ね1000年に1回程度降ると予想される降雨：72時間の総雨量491mm）により、利根川の水位上昇により氾濫した場合には、ほぼ町の全域（町民の95%以上が浸水域内）が浸水する結果となっている。（図3及び図4参照）

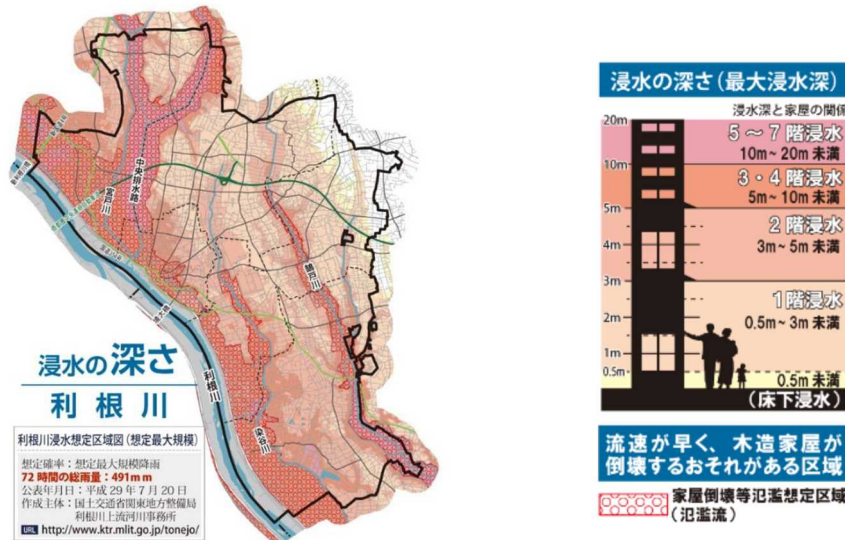


図3「利根川浸水想定区域図（想定最大規模）」

利根川氾濫流と到達時間の目安

境町は、上流及び下流のいずれで決壊しても甚大な被害が発生



図4「利根川氾濫流と到達時間の目安」

＜渡良瀬川浸水想定区域図（最大浸水想定）＞

平成29年7月20日公表の渡良瀬川浸水想定区域図によると、想定最大規模降雨（概ね1000年に1回程度降ると予想される降雨：72時間の総雨量812mm）により、渡良瀬川

の水位上昇により氾濫した場合には、ほぼ町の全域（人口の95%以上が浸水域内）が浸水する結果となっている。（図5参照）

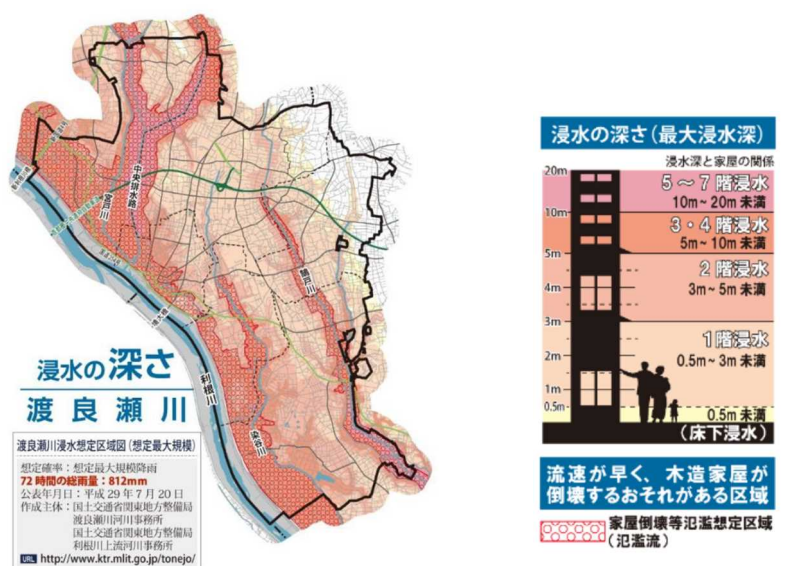


図5「渡良瀬川浸水想定区域図（想定最大規模）」

< 思川浸水想定区域図（最大浸水想定） >

平成29年7月20日公表の渡良瀬川浸水想定区域図によると、想定最大規模降雨（概ね1000年に1回程度降ると予想される降雨：72時間の総雨量491mm）により、思川の水位上昇により氾濫した場合には、ほぼ町の北西部（人口の44%が浸水域内）が浸水する結果となっている。（図6参照）

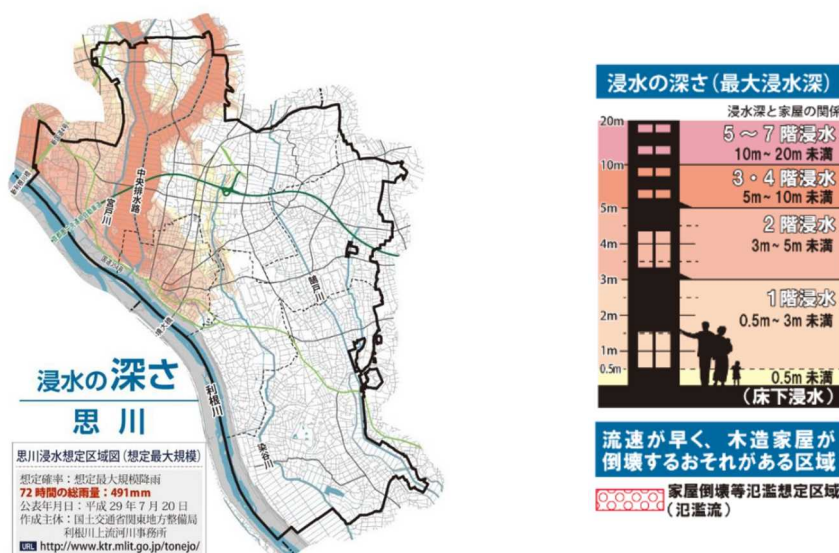


図6「思川浸水想定区域図（想定最大規模）」

<河川別浸水域内人口の状況>

本町における想定最大規模の洪水による浸水域内人口は次のとおり。

- ・利根川による浸水人口と最大包絡による浸水域内人口が同数であり、利根川の氾濫が卓越している。
- ・渡良瀬川による氾濫が生じた場合においても、利根川による氾濫と同規模の浸水域内人口が発生する。
- ・思川の氾濫が境町にまで影響を及ぼし、1万人以上の浸水域内人口が発生する。

河川	区分	浸水域内人口 (人)					浸水域外人口 (人)	
		0.0m~0.5m	0.5m~3.0m	3.0m~5.0m	5.0m~10.0m	10.0m~20.0m		
利根川		23,853	440	7,080	8,923	7,384	26	486
渡良瀬川		23,295	416	9,576	7,497	5,806	0	1,044
思川		10,734	1,242	5,174	3,706	612	0	13,605
最大包絡		23,853	440	7,080	8,923	7,384	26	486

出典：境町「水害広域避難計画」策定基礎検討業務委託報告書

<感染症>

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(2) 商工業者の状況 (「平成26年経済センサス - 基礎調査結果」(総務省統計局))

- ・商工業者数 1,437人
- ・小規模事業者数 1,052人

<境町の事業所数>

業種分類	商工業者数	うち小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	216	214	町内に広く分散している
製造業	222	181	町内に広く分散している
卸売業、小売業	356	337	町内に広く分散している
その他	643	320	町内に広く分散している
合計	1,437	1,052	

### (3) これまでの取組

#### 1) 境町の取組

##### ① 境町地域防災計画の策定（平成26年9月）

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、境町における災害対策を実施するにあたり、町並びに防災関係機関がその全機能を発揮して町民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

また、本町における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、「第1編総則」、「第2編風水害対策計画」、「第3編震災対策計画」、「第4編原子力災害対策計画」、「第5編一般災害対策計画」、及び「資料編」から構成され、防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合（おそれがある場合を含む）、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。

##### ② 境町国土強靱化地域計画の策定（令和2年3月）

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけられるものである。

また、県計画が、本町を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との連携・役割分担を図るとともに、「第6次境町総合計画」や「境町地域防災計画」等と連携して、国土強靱化に関して、本町におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものである。

##### ③ 境町第6次総合計画（平成31年3月）

本計画では、第3章第3節第1項に「防災対策」として、基本目標に「町民の生命・身体・財産を守るため、災害に強いまちづくりを進めていくとともに、地域ぐるみで防災対策の強化」を掲げ、次の事項に取り組んでいる。

- 1 防災体制の強化
  - ・ 地域防災計画の見直し、広域避難計画策定、自主防災組織の支援等
- 2 災害に強いまちづくり
  - ・ 水害に備えた避難所の確保、河川防災ステーションの設置など
- 3 防災意識の高揚
  - ・ 防災講演会、講習会の実施、総合防災訓練の実施など

##### ④ 避難所等の整備

利根川や渡良瀬川が氾濫した場合は、町内の避難所のほとんどが使用できないことが想定されるため、浸水想定区域外の総和工業高校（古河市）、旧坂東総合高校（坂東市）、八千代高校（八千代町）及びその近傍の公園又は民間駐車場等に広域避難所（場所）（備蓄品保管場所を含む。）を確保している。

また、地震災害などに対応するため、指定避難所となる町内の5個小学校に備蓄品用倉庫及び給水用地下タンクを設置している。

さらに、逃げ遅れた場合に命を守るための施設として水害避難タワー（役場庁舎西側）、アイレットハウス3か所（モクセイ館・ひまわり館・さくら館）の屋上を緊急避難場所として指定している。

なお、各避難所に保管している主な備蓄品は次のとおり。

区 分	品 名
主 食	レトルトごはん、缶入りパン等
飲 料 水	10年保存水、液体ミルク、飲料水（地下タンク）
衛 生 用 品	簡易トイレ、携帯トイレ、マスク、消毒液等
避難所用品	プライバシーテント、段ボールベッド、毛布、発電機等
情 報 器 材	防災行政無線戸別受信機（各避難所に設置） テレビ（各施設設置分を借用）

#### ⑤新型インフルエンザ等に関する計画の整備

茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画において「市町村は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、当該市町村内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村、医療機関、市郡医師会等関係機関と緊密な連携を図る。」と定められており、令和2年3月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症が追加された。

このため、境町は「新型コロナウイルス感染症における境町の対応について（令和2年4月7日）」を策定し、感染者発生時の対応方針を定めた。

また「新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル（令和2年4月8日）」を作成し、職員が行う予防策・対応策について定めた。

#### 2) 当会の取組

- ・事業者へBCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知

近年の大規模自然災害の頻発を受け、当会では事業継続力強化計画事業者向けリーフレットや「事業継続力強化計画」認定制度の案内を窓口及び巡回等により小規模事業者等に対し、配布・周知を行ってきた。

- ・事業者BCP策定セミナーの周知・斡旋

BCPの必要性が高まっている現状を踏まえ、小規模事業者向けのBCP策定セミナー及び関連セミナーを計画している。

- ・損害保険への加入促進

小規模事業者に対する業務上の災害など財産のリスクヘッジ対策として、中小企業PL保険制度、業務災害補償プラン、ビジネス総合保険の普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

- ・防災備品の備蓄



災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、発電機、MCA無線機、簡易トイレ、簡易トイレ用テント、食器類（割り箸、スプーン、缶切り、紙製食器、ラップ、アルミホイール）、ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、カセットボンベ（発電機用）、救急用品、医薬品、担架、衛生用品（ウェットティッシュ、トイレットペーパー、マスク、消毒用アルコール、歯ブラシ、生理用品当）、作業用防具類（ヘルメット、防塵マスク、アイガード、作業用手袋）、工具類、文具類、軍手及びゴム手袋、タオル、ゴミ箱等の防災用品を当会館内及び倉庫に備蓄する。

#### （感染症）

- ・ 特別相談窓口の設置（資金調達、給付金、助成金等の国や県、町の施策の情報提供）、事業者への影響調査、イベントの中止／延期
- ・ 茨城県、茨城県商工会連合会、境町と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

## 2 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制など具体的な体制が整備されていない。そのために次の点が商工会および管内事業者の課題となっている。

#### （商工会の課題）

- ・ 緊急時におけるBCPに沿った対応トレーニングができていないため、緊急時の対応及び行動が職員に周知教育できていない。
- ・ 当会職員には防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務である。
- ・ 当商工会の所在地が河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。
- ・ 職員の事業者BCP策定に関する支援スキル取得が急務である。
- ・ 感染症リスクを考慮すると、テレワークや遠隔地とのやり取りにおけるオンライン会議システム等の仕組みづくりが必要である。
- ・ 職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

#### （管内事業者の課題）

- ・ 管内事業者の事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要であり、事業者に向けた地域の災害リスクに関しての周知も不足している。
- ・ 管内事業者には、特に家族のみで経営している小規模事業者が多く、BCPへの関心は低く、BCPに取り組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分である。
- ・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがあるため、感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

## 3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 災害発生時における情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 災害発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。  
事業継続力強化計画認定 25社／5年  
各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）30社／5年  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）
- ・館内の感染予防対策を行った上での来客者対応を心掛け、感染症リスクに対応できる体制の構築を図る。
- ・感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や茨城県商工会連合会と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

自然災害等による緊急時の取組について具体的な体制やマニュアルを整備し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### (ア) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画のほか、即時に取組可能な簡易的なものを含む）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### (イ) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を策定（別添）。

#### (ウ) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、会員事業者等を対象に専門家派遣や普及啓発セミナー等を実施する。また関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

#### <目標>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①セミナー開催数	1回	1回	2回	2回	2回
②セミナー参加者数	5社	5社	8社	8社	8社
③BCPプラン策定	1件	1件	3件	3件	3件

### (エ) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・必要に応じて境町事業継続力強化支援協議会（仮称）（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

### (オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

## (2) 発災後の対策

### ■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

#### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず身の安全確保を行った上で、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に町、県連と情報共有する。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### ③被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

### ■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

#### ①管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

#### ②管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### ③被害情報の共有

- ・当会と当町は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

### ④被害情報の報告

- ・当会と当町で情報を共有した上で、町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より連合会を通じて茨城県へ報告する。



**(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

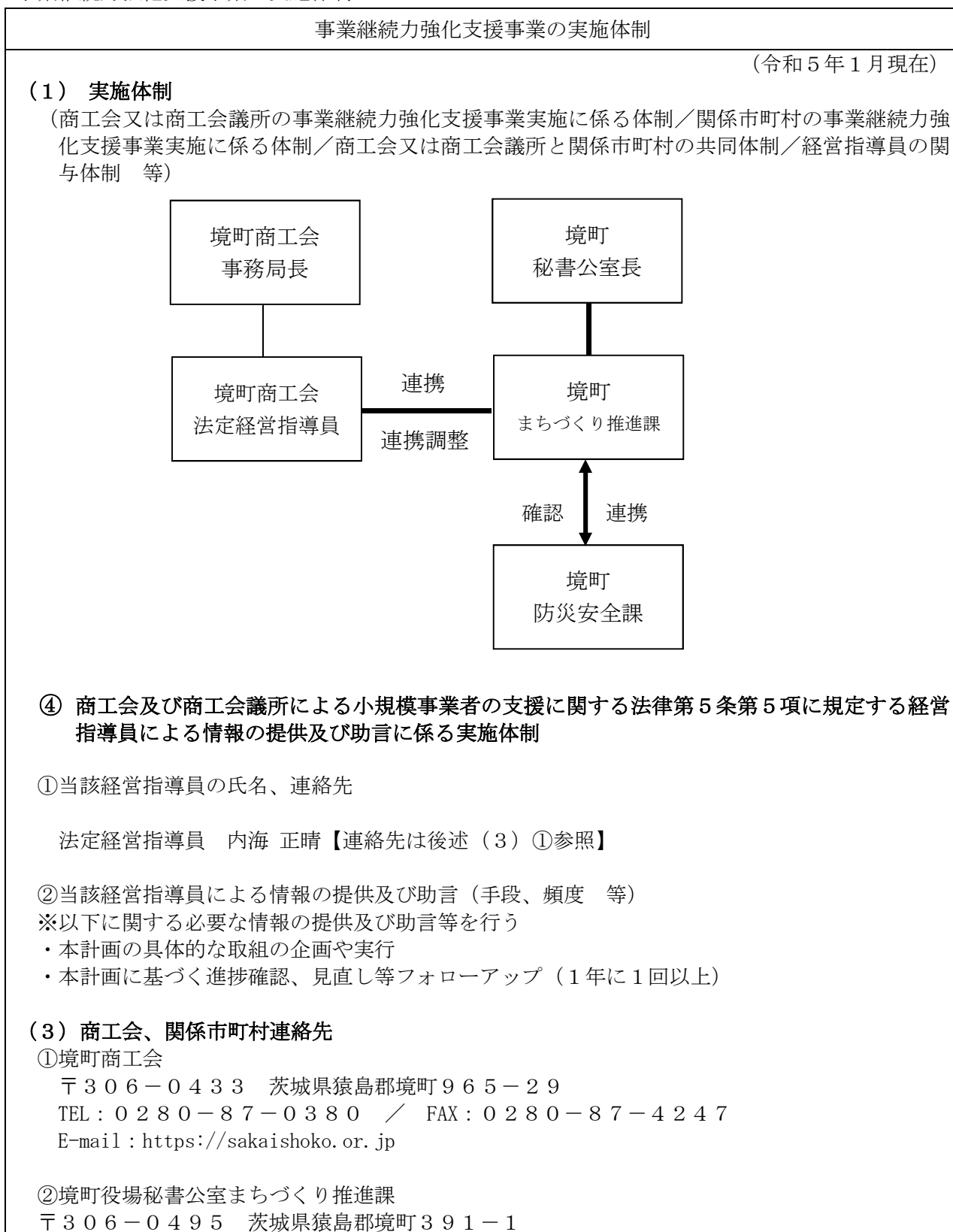
- ・茨城県の方針に従って、復旧・復興の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

**※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





TEL : 0 2 8 0 - 8 1 - 1 3 0 0 / FAX : 0 2 8 0 - 8 6 - 7 5 2 1  
E-mail : syoko@town.ibaraki-sakai.lg.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	220	220	450	450	450
専門家派遣費 会議運営費 セミナー開催費 パンフ・チラシ作成費	220	220	450	450	450

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携無し